

○ イランの核活動等に関連する活動

次の第1号から第6号までに掲げる貨物のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（政府機関及び政府関係機関を含む。）に対する供給、販売若しくは移転又は当該貨物のイランにおける製造若しくは使用及び次の第7号から第9号までに掲げる技術のイランに住所若しくは居所を有する自然人若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体（政府機関及び政府関係機関を含む。）に対する供給、販売若しくは移転又は当該技術のイランにおける使用

1. 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の2の項の中欄に掲げる貨物（ただし、同項の中欄（1）に掲げる貨物のうち、低濃縮ウランであって、軽水炉用の核燃料要素の一部となっているもの及び同項の中欄（2）に掲げる貨物のうち、軽水炉のための機材を除く。）
2. 輸出貿易管理令別表第1の3の項の中欄に掲げる貨物のうち、（2）7に掲げる貨物（六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたペローズ弁に限る。）及び9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）
3. 輸出貿易管理令別表第1の4の項の中欄に掲げる貨物（ただし、同項の中欄（1）の2）に掲げる貨物のうち輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）第3条第1号の3に掲げる仕様のものを除く。）
4. ロケット若しくは無人航空機に使用することができる弾頭の安全装置、起爆装置又は発火装置
5. 電気式の線爆発型の起爆装置若しくは電気式の起爆装置を用いて爆薬表面を同時に起爆できるように設計した装置又はこれらを作動させるための装置
6. ニトロアミン類、トリアミノニトロベンゼン、ヘキサニトロスチルベン又はその他の火薬類（結晶密度が 1.8 g/cm^3 以上であって、爆速が $8,000 \text{ m/s}$ を超えるものに限る。）

7. 外国為替令（昭和55年政令第260号）別表の2の項の中欄及び4の項の中欄に掲げる技術（ただし、上記1. 及び3. において除かれている輸出貿易管理令別表第1における貨物に係る技術については、この限りでない。）
8. 外国為替令別表の3の項の中欄（2）に掲げる技術のうち六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁及びウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに係る技術
9. 上記4. から6. に掲げる貨物に関する技術